

第2次君津市経営改革大綱（素案）について

企画政策部

1 施策案の趣旨、目的及び背景

本市ではこれまで、行財政基盤の構築のため事務事業の見直しやファシリティマネジメントの推進を中心に取り組み、一定の成果を上げてきた。しかし、未だ多くの課題に直面しており、特に今後の行財政運営については職員一人ひとりが危機感と改革の意識を持ち、これまで以上にスピード感を持って、取組を進めることは不可欠である。

そのため、本市の経営改革の推進にあたっては、3つの経営改革の方策を定めた、第2次君津市経営改革大綱を策定し、これまでの改革項目に引き続き取り組むとともに、徹底した事務事業の見直しやファシリティマネジメントの強力な推進、職員の意識改革等に取り組んでいく。さらに絶えず変化する社会情勢に柔軟に対応するために新たな発想を取り入れるとともに、財政状況の分析等を行うことで、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を図っていく。

2 施策案の概要

本市の現状や課題に対応するため、3つの改革の方策を定め、市の最上位計画である君津市総合計画の実効性を確保し、推進を図るための戦略として位置付ける。

(1) 将来を見据えた行財政運営の確立・推進

将来を見据え、より効率的で強固な行財政運営を確立し、推進を図る。

(2) ファシリティマネジメントの強力な推進

限りある経営資源を最大限活用し、公共施設等のあり方の見直しを強力に推進する。

(3) 市民の視点に立った市政運営

日々変化するニーズを的確に捉え、市民の視点に立った経営改革を推進する。

3 施策案の期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

4 推進体制

市長を本部長とする君津市経営改革推進本部において、取組に対する進捗状況を定期的に評価・検証する等、着実に経営改革を推進する。

また、市民の意見や外部の視点を取り入れるため、市民の代表や学識経験者等から構成される君津市経営改革推進懇談会へ進捗状況を報告し、助言を得ながら取り組むとともに、市ホームページ等で広く公表する。

5 まちづくり意見公募手続

(1) 意見提出期間

令和2年1月7日（火）から令和2年2月6日（木）まで

(2) 周知方法

広報きみつ1月号、市のホームページ、自治会回覧

(3) 資料の入手方法

ア 閲覧：経営改革推進課、行政センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ

イ 配布：経営改革推進課、市のホームページからのダウンロード

(4) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

(5) 提出・問合せ先

経営改革推進課 Tel 0439-56-1232 Fax 0439-56-1628

E-mail keikai@city.kimitsu.lg.jp

6 今後の予定

令和元年12月

議会及び経営改革推進懇談会へ報告

令和2年1月

広報きみつ掲載

1月7日～

2月6日 まちづくり意見公募手続

主管課長会議

庁議

議会及び経営改革推進懇談会へ報告

結果及び最終案の公表